

令和 8 年 5 月

遊佐町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日程 令和 8 年 5 月 26 日 (火) 午後 3 時 00 分～午後 3 時 45 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
3. 会議に付した議案
 - 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 2 解約について
 - 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について
 - 議 第 6 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
 - 議 第 7 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 - 議 第 8 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	池 田 生 子	2	高 橋 昭 二	3	土 門 悟	4	池 田 恒 紀
5	常 田 俊 哉	6	大 谷 吉 彦	7	鈴 木 宏 弥	8	佐 藤 啓 之
9	那 須 久 美	10	伊 藤 幸 治	11	高 橋 茂 央	12	
13	高 橋 敬	14	高 橋 晃 弘	15		16	齋 藤 勝 広

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
12	前 川 一 城	15	三 浦 祐 輝				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

荒木茂事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会の5月定例会を開催させていただきます。</p> <p>初めに、本日の出欠の状況報告を高橋懲罰委員長よりお願い致します。</p> <p>(2番高橋昭二委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番 高橋昭二 委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。</p> <p>「12番 前川 一城」「15番 三浦 祐輝」届出欠席。</p> <p>以上、欠席委員 2名、出席委員14名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
齋藤会長	(挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、齋藤勝広会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では10番伊藤幸治委員と11番高橋茂央委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の高橋主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。 合計6件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>続きまして、報告事項2. 解約について。 番号11は遊佐町への所有権移転のため解約するものです。番号12は当事者の合意による解約です。番号13は第三者への利用権設定のために解約するものです。関連する案件については後ほど説明いたします。</p> <p>報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について。 それぞれで当事者の合意により賃借料を変更するものです。なお、番号12は豪雨災害復旧工事のため、番号13、14は高速道路建設工事のためにそれぞれの期間で賃借料を0円にするものです。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等がありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、高橋副委員長より報告をお願いします。</p> <p>(13番 高橋敬委員が挙手し、議長が指名する)</p>

13 番 高橋敬 委員	5 月 19 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 6 号、7 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	<p>それでは、議第 6 号農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>各案件について説明いたします。</p> <p>番号 9。この案件は、現地調査を三浦委員にお願いしていましたので、調査結果も併せて説明いたします。</p> <p>この案件は貸人所有の田を法人構成員として借人が耕作しているということで、田と合わせて柿畑もお願いしたいということで、貸借で合意したものです。</p> <p>現地調査は貸人と現地を回って確認し、本人も高齢のため受け手がいるうちをお願いしたいという話があったそうです。また、借人は勤めていた会社を先日退職し、地区の生産組合長になっている方ということで、耕作についても問題なしとして見てきたということです。</p> <p>番号 10。この案件は、申請地は法人と賃借していましたが、実際は隣接する借人の耕作地の一部に入っていたということで、法人との契約を解約し、借人と契約するものです。また、契約期間が 1 年間の理由は、更新のタイミングで中間管理機構を利用したいとの意向のため短期での契約になっています。現地調査は高橋茂央委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 10 について、11 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いいたします。</p>
11 番 高橋茂央 委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>審査基準書は 2 ページになります。5 月 13 日に借人に現地でお話を伺いました。申請地は借人が耕作している圃場の一部になっていて、境目に棒を立てて目印にしているようでした。現在はすでに稲が植えられていました。他地番の圃場と一枚になっているということで、貸人と借人が分担していたようで、耕起や代掻き、境面から南側の草刈りは借人が行い、境目の北側の草刈りを貸人が行ってきたということでした。</p> <p>貸人が 82 歳と高齢で跡継ぎもいないため、申請地の法人との契約を解約し、新たに契約することで合意したようです。</p> <p>借人は圃場の管理をしっかりとっており、農繁期は奥さんや娘さんも手伝っているようでしたので、特に問題なしとして許可相当と思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長	<p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 6 号農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議第 7 号農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページからご覧下さい。</p> <p>農地法第 3 条による使用賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 3。この案件は経営移譲のために親子間の使用賃借契約をするものです。使用賃借の申請に合わせて、その他関係手続も進めているようでした。現地調査は池田恒紀委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 4、こちらも経営移譲のために親子間で使用賃借するものです。貸人は遊佐町含む複数市町での認定農業者になっているようです。遊佐ではこの 1 筆だけですが、町外の所有地についても使用賃借の申請をしているようです。町外での耕作面積は所有地と借入地合わせて約 76,000 m²のようです。</p> <p>また、申請地ではカボチャを作付けする予定とのこと。現地調査は齋藤会長にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	それでは、番号 4 について、4 番 池田恒紀委員より現地調査の報告をお願いいたします。
4 番 池田恒紀 委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 3 ページ、4 ページです。</p> <p>先ほど事務局から説明ありましたとおり、水田、畑地の経営移譲による使用賃借になります。</p> <p>現地を確認し、両名からお話を聞きました。同居の親子ということで、元々、借人も会社員をしながら農作業をしていたということもあり、特に問題ないと思います。今後はより主体的に農業を頑張るというお話を聞きましたので、結構大きい面積になりますが、問題ないと考え許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 10 について私から現地調査の報告をいたします。</p> <p>申請者の自宅に向いて、貸人から直接お話を聞いてきました。前に貸人の旦那さんが亡くなった時に、息子に経営を移したかったようですが、まだ息子が若かったので、一旦自分に名義変更したそうです。今回、貸人も高齢になってきたということで、息子に経営移譲をしたいということでした。畑も行って見たところ、大変きれいにカボチャが植えられていまして、基準書の申請地北側もきれいに植えられていて、かなり本格的にやっているようでしたので、問題ないと見てきました。以上です。</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言の</p>

議長	<p>ある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 7 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 7 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局員が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 6 ページ、補足説明資料は 1 ページからご覧ください。</p> <p>番号 1、借人は昨年 8 月総会で農地転用許可を受けて、この場所の東側で養殖事業を開始していますが、事業も順調に進み、既存の生け簀 4 基では手狭になってきており、稚魚と成魚の移し替えなども必要になってきたことから、西側に事業規模を拡張するとして一時転用で申請したものです。</p> <p>申請地は、集落の南側に位置し、都市計画区域内、農振農用地区域内、土地改良事業受益地内となっており、現在は耕作されておらず、南側は農道、北側は河川堰、西側は耕作されていない農地と隣接しています。</p> <p>通常、一時転用期間は 3 年以内となっておりますが、「農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて」令和 3 年 4 月 4 日付けで農水省から通知が発出されており、地域の農業振興と調和のとれた養殖事業を円滑に促進する観点から、農地を養殖池とする場合における一時転用について、事業者と町が協定書を締結することにより、一時転用期間を 10 年以内に延長することが可能となっております。昨年 7 月 29 日付けで協定書を締結しており、補足説明資料 14 ページ以降にその写しが添付されています。今回、昨年受けた許可期間に合わせて一時転用申請をしています。</p> <p>補足説明資料 6 ページをご覧ください。今回の申請地に 7 基の生け簀を増設する計画となっていることから、循環サイクルを確保するため新たに 2 基の井戸を増設する計画となっており、その流量は現在の 1.7 倍になるという事業者からの説明でした。その排水経路は既存の排水溝に流す計画となっておりますが、必要な整備を行うこと、また、月光川土地改良区からの意見書で、補足説明資料の 12 ページにある協議事項に関して申請者が誓約しており、また、資金残高証明により事業の実効性と原状回復も確実に行われる見込みがあること、周辺農地への営農条件にも影響が少ないと思われることから、許可相当と判断されます。</p> <p>19 日に、高橋土地専門部会長、佐藤副部会長、伊藤委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。以上です。</p>
議長	それでは、13 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
13 番 高橋敬 部会長	<p>はい、報告いたします。</p> <p>19 日に現地を見せていただきました。昨年の転用の話は知っていましたが、現地を見るのは初めてでした。生け簀 4 基で事業をしているということで、興味本位で見てきましたが、かなり大きい魚が生け簀に入っているなど</p>

13 番 高橋敬 部会長	<p>思いました。60 から 70 センチくらいで、3、4 キロということで大きく育っているなと思いました。</p> <p>生け簀の水は地下水を常時ポンプアップして、循環させているということでした。水は上から入れて、溢れた分を排水するという形のようにですが、汚水というわけでもなく脇の排水路から月光川に流れ出ていくということでした。事業も順調に進んでいるということで、企業の発展性もあるなど見てきました。特に反対するような事情もなさそうでしたので、許可相当と思います。以上です。</p>
議長	次に、8 番佐藤副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 佐藤啓之 副部会長	<p>はい、報告いたします。</p> <p>今回、部会長含めて現地調査をしたわけですが、昨年の総会で認められていますし、事務局の話のとおりニジサクラの稚魚を育てているということでしたので、事業も順調に推移しているようで町の産業にとっても有効だと思います。</p> <p>私が一つ懸念しているのは、排水について、現在も水位が水路の半分ほどあるようでしたので、生け簀と井戸が追加で増える分を流したときに溢れることはないのかと心配に思いましたが、土地改良区との協議もしているようですので、農業委員会としては農地の有効利用ということで許可相当と考えています。以上です。</p>
議長	次に、10 番伊藤委員より現地調査の報告をお願いします。
10 番 伊藤幸治 委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>3 人で現地を確認しましたが、このような所で養殖事業をしていることは知らなかったもので、有効利用されていて良いと思いました。</p> <p>事業も黒字になり、拡大するということでした。先ほどの話のとおり、懸念は井戸を増設して排水が増えることで、U 字溝が溢れないかということでした。下流に行けば排水をのめるスペースはあるようでしたが、南側の U 字溝は 30 センチの小さいものでしたので、水が溢れるようなことがあれば借人から対応してもらえないのかなと思いました。養殖事業のために転用することは問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>私から質問よろしいでしょうか。水槽は屋根がないようですが、雪が降る冬も養殖を行っているのですか。</p>
10 番 伊藤幸治 委員	<p>年中やっているそうです。</p> <p>お金をかけすぎないようにと、厚いトタンなどを使って簡易な設備ということですが、冬も事業を続けられるようです。</p>
議長	<p>わかりました。他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議第 8 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで 5 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>